

(仮称) 盛岡市第二学校給食センター災害対応資料

盛岡市第二学校給食センター（以下、第二センター）を災害時の食料供給・一時避難支援拠点として活用できるよう、平常時から必要な設備、備蓄、運営体制を整備する。

1. 本施設が担う機能

本施設は、指定緊急避難場所として、食料の備蓄、炊き出し等の機能を有する場所として整備すること。

機能	平常時の備え	災害時の対応
備蓄食料	8,700 食の準備・管理・更新	積み込み、避難所への配送または配送支援
炊き出し	約 2,000 食／日×3 日程度を調理できる機器等	おにぎり・汁物の調理、配送、避難者への給食支援
指定緊急避難場所	駐車場・トイレ等、災害用物資保管場所の整備	駐車場の開放、避難者・施設の管理等の運営支援

2. 施設整備に関する要求事項

(1) 非常時における調理機能

災害発生等により、通常使用するインフラが停止した場合でも、炊き出しとして「約 2,000 食／日のおにぎり及び汁物」を 3 日程度調理可能な機器等を整備する。

- ① 移動式回転釜、LP ガス、貯水槽、受水槽等の活用を想定する。
- ② 食材、調理器具、完成品等を安全かつ衛生的に搬出入できる動線を確保する。
- ③ 給水、熱源、電源、排水、照明、手洗い、廃棄物保管等について、非常時の使用方法を確認する。
- ④ 非常時に使用する機器・設備の設置場所、保管場所、取出し方法および使用手順を明確にする。

(2) 備蓄食料の保管場所

- ① 備蓄食料 8,700 食を保管する場所を整備する。保管場所に対しては、備蓄食料の保管に適した温湿度環境を求める。給食センター内に備蓄する場合は、災害時、屋外にも安全かつ衛生的な搬出が可能な保管場所とすること。給食センター屋外に備蓄する場合は、必要な空調設備を整備すること。
- ② 「3. 災害用物資」に示す災害用物資の保管場所は、給食センター屋外に 50 m²程度を確保すること。
- ③ 物資は高さ 2 m 程度まで積み上げを可とする。
- ④ 運営事業者が在庫確認、更新および搬出を行えるよう、保管区画、通路、出入口等を計画する。
- ⑤ 配送車への積み込みを円滑に行えるよう、保管場所から荷さばき場所までの動線を確保する。
- ⑥ 市の準備物資について、運営事業者に管理責任または不可抗力による汚損・破損の賠償責任は求めない。危機管理防災課が不定期に保管状況を確認する場合がある。

(3) 指定緊急避難場所

駐車場を避難者の受け入れ指定緊急避難場所として使用できるよう整備する。

- ① 避難者用の駐車場台数は 50～70 台を想定する。
- ② マンホールトイレは 3 基以上設ける。方式の指定はないが、断水時にもある程度使用できる管内貯留型を優先して検討する。

3. 災害用物資

第二センターでは、次の災害用物資を保管する。これらの物資は市が調達および管理を行う。

品目	数量	品目	数量
アルファ米	600 食	パーテーション	100 個
パック毛布	200 枚	マルチハウス	100 個
乳幼児用紙おむつ	2,000 枚	簡易トイレ（組立式）	20 個
生理用品	2,000 枚	ブルーシート（3.6×5.4）	500 枚
ダンボールベッド	200 個		

4. 災害対応における運営フロー

別紙の災害対応における想定フローに従って、次の内容を実施できる体制を整える。事業者は、災害対策本部から対応の要請があり、かつ、必要な人員を確保できる場合に、可能な範囲で災害対応業務を実施するものとする。

平常時から、災害対応業務を統括する責任者のほか、市との連絡担当、調理担当、配送担当および避難場所対応担当を定め、それぞれの役割および指揮命令系統を明確にする。また、休日・夜間を含む緊急連絡方法、従事者の参集方法、人員を確保できない場合の代替要員および応援体制をあらかじめ整理すること。

災害発生時には、建物、調理設備、電気、ガス、水道、通信設備、配送車両等の使用可否を速やかに確認し、その結果、対応可能な業務の範囲および対応開始の見込みを市へ報告する。あわせて、これらの確認項目、確認体制、記録方法および市への報告方法をあらかじめ定め、災害時に円滑に対応できる状態を維持する。

（１） 備蓄食料

災害時には、市災害対策本部の要請に基づき、必要な備蓄食料を準備し、配送車両への積み込みおよび避難所への配送を行う。配送に当たっては、市から示された配送先、数量、配送時刻その他必要な事項を確認し、配送担当者の指示の下で作業を実施する。

事業者が配送車両または作業人員を確保できない場合は、その状況を速やかに市へ報告する。この場合、市職員・公用車、災害協定締結事業者または市が委託する事業者が配送を行い、市職員が積み込み作業に従事する場合がある。

事業者は、配送した備蓄食料の品目、数量、配送先、配送時刻および従事者等を記録し、市へ報告する。

（２） 炊き出し

事業者は、市災害対策本部の要請に基づき、施設、調理設備、ライフライン、食材および人員の状況を確認した上で、炊き出しを実施する。

給食センター施設の安全が確認できる状況においては、通常のインフラを使用できる場合は調理場内の設備を使用し、インフラが（全部あるいは一部）停止した場合は、状況に応じて敷地内の移動式回転釜、LP ガス、貯水槽・受水槽等を活用して調理する。給食センター施設の安全確認が困難な状況においては、屋外での炊き出しを行う。

非常時においても安全かつ衛生的に調理できるよう、調理場所、作業動線、給水、手洗い、排水、廃棄物の保管等に必要な措置を講じる。

炊き出しは、電力・ガスの同時供給途絶時において、1 日 2,000 食、3 日間を目途とし、避難所の開設数、避難者数、施設・設備の使用状況、ライフラインの復旧状況、確保できる食材および人員並びに他の事業者による炊き出しの実施状況等を踏まえ、その時点で実施可能な最大限の食数で対応する。

提供する食事は、おにぎりおよび汁物等、栄養バランスに配慮した温かい食事を基本とする。

(3) 指定緊急避難場所の運営支援

事業者は、市が第二センターを指定緊急避難場所として開設する場合に、市の要請に基づき、駐車場の開放、避難者の受入れ、避難車両の誘導、避難者への案内および施設管理等の運営支援を行う。

避難者の誘導については、発災直後から迅速に行動できる体制を整え、市の指示に基づき、避難車両を安全に誘導する。誘導に当たっては、避難車両、災害対応車両、物資搬入車両および給食配送車両の動線に留意し、事故や混雑の防止に努める。

災害時のトイレは、非常用電源等を活用した施設内トイレの利用を基本とし、事業者は、利用者への案内、利用状況の確認、衛生管理、消耗品の補充その他必要な運用支援を行う。施設内トイレの使用が困難な場合、又は不足する場合は、マンホールトイレや簡易トイレ等を補完的に活用する。

避難場所の運営に必要な電力供給として、投光器や送風機への給電、避難者の携帯電話の給電等に関しても考慮した計画とすること。

【別紙】

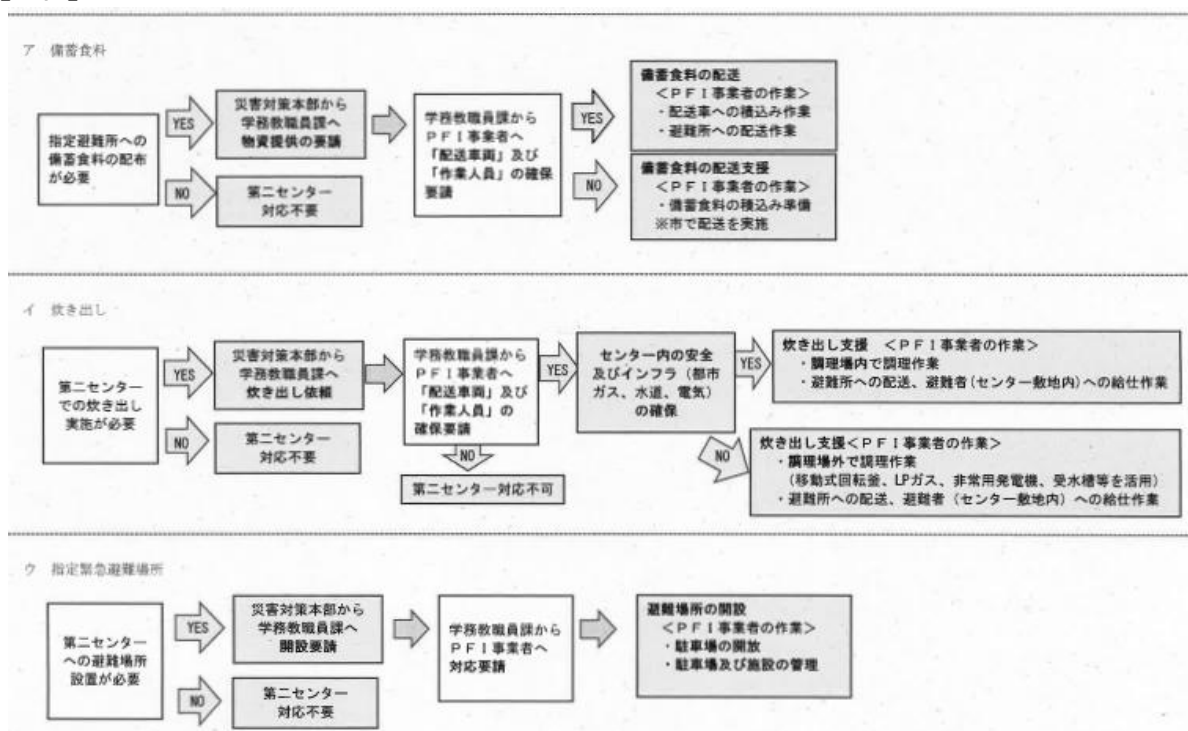


図1.（仮称）盛岡市第二学校給食センター災害対応フロー図